

## 第7期障がい福祉計画に係る国の基本指針について

(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針<概要>)

※ 部分は第6期からの変更または新規の内容

### 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

#### 一 基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行，地域生活の継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

#### 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

#### 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の活性化

#### 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育，保健医療，教育，就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

## 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

### 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- ・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減

### 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者にも対応した地域包括システムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進する

### 三 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する
- ・強度行動障害を有する障害者に関し、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

### 四 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数の設定（令和3年度の実績に対する倍率）

福祉施設利用者	1.28倍以上
就労移行支援事業	1.31倍以上
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする

就労継続支援A型事業	1.29倍以上
就労継続支援B型事業	1.28倍以上
- ・就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度の実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

### 五 障害児支援の提供体制の整備等

- 1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域生活への参加・包容（インクルージョン）の推進
  - ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する
  - ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域生活への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
- 2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
  - ・令和8年度末までに、各都道府県または必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める

- 3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
  - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保する
- 4 医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置，医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
  - ・令和8年度末までに各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し，医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること，各都道府県及び各市町村において，関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに，医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する
- 5 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場を設置
  - ・令和8年度までに各都道府県及び指定都市において，移行調整に係る協議の場を設置

## 六 相談支援体制の充実・強化等

- ・令和8年度末までに，各市町村において，総合的な相談支援，地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに，地域の相談支援体制強化を図る体制を確保する
  - また，協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行う

## 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・令和8年度末までに，各都道府県および各市町村において，障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する

## 第三 計画の作成に関する事項

### 一 計画の作成に関する基本的事項

- 1 作成に当たって留意すべき基本的事項
  - (一) 障害者等の参加
  - (二) 地域社会の理解の促進
  - (三) 総合的な取組
- 2 計画の作成のための体制の整備
  - (一) 作成委員会等の開催
  - (二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携
  - (三) 市町村と都道府県との間の連携
- 3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握
- 4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備
- 5 区域の設定
- 6 住民の意見の反映

- 7 他の計画との関係
- 8 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

## 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

### 定めなければならない事項

- ◎令和8年度における成果目標の設定
  - ・施設入所者の地域生活への移行
  - ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・地域生活支援拠点等が有するの機能の充実
  - ・福祉施設の利用者の一般就労への移行
  - ・障がい児支援の体制の整備
- ◎指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み
- ◎指定障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み
- ◎地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

### 定めるよう努めなければならない事項

- ◎指定障害福祉サービス等および指定障害児通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項
- ◎指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業ならびに指定通所支援等の提供体制の確保に係る障がい保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等

### 盛り込むことが望ましい事項

- ◎市町村障害福祉計画等の基本理念等
- ◎市町村障害福祉計画等の期間
- ◎市町村障害福祉計画等の達成状況の点検および評価方法等

## 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項（略）

## 四 その他

- 1 計画の作成の時期
  - ・第7期障がい福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間に  
おける指定障害福祉サービス等の量の見込み等について定める。
- 2 計画の期間
  - ・3年を1期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地  
域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定  
を可能とする。
- 3 計画の公表
  - ・市町村障害福祉計画等を定めた際には、遅滞なく、公表するとともに、都  
道府県知事に提出することが必要である。

#### 4 その他

- ・ 各都道府県が定める障害福祉圏域に留意した上で、市町村が作成する障害福祉計画等については、共同策定が可能である。
- ・ サービスの見込量以外の活動指標については、地方公共団体の実績に応じて任意に定めることが可能である。

### 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに 障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

#### 一 障害者等に対する虐待の防止

- 1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- 2 一時保護に必要な居室の確保
- 3 指定障害児入所支援の従事者への研修
- 4 権利擁護の取組

#### 二 意思決定支援の促進

#### 三 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

#### 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

#### 五 障害を理由とする差別の解消の推進

#### 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実